

令和7年第7回

月形町教育委員会会議録

令和7年12月2日

月形町教育委員会

令和7年第7回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和7年12月2日（火） 午後4時00分
- 2 招集場所 月形町役場 大会議室
- 3 出席委員 教育長 兼 平 晃 成
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
主 幹 加 藤 亮
学務係長 森 田 祐 也
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
 - 議案第17号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第5号）[教育関係]について
 - 議案第18号 月形町義務教育学校の整備方針について
 - 報告第15号 臨時代理の報告について（月形町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について）
 - 報告第16号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和7年11月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和 7 年第 7 回月形町教育委員会会議録
(令和 7 年 12 月 2 日)

○ (兼平教育長) ただいまから令和 7 年第 7 回月形町教育委員会会議を開催します。
委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

(午後 4 時 00 分開会)

- ○ (兼平教育長) 教育行政報告を説明願います。

○ (上葛教育次長) 1 頁をお開きください。教育行政報告をご説明します。

10 月 25 日から 11 月 19 日までの教育行政報告です。

10 月 29 日から 11 月 6 日にかけて、「月形高等学校の生徒募集活動」のため、兼平教育長と月形高等学校の杉本校長が、近隣の中学校を訪問しました。4 日間で 5 市町村、13 校を訪問し、月形高等学校の魅力を P R しました。

10 月 30 日、「第 7 回教育委員会会議」が開催され、議案 2 件と報告 3 件が承認されました。

11 月 4 日から 11 日にかけて、「まちづくり懇談会」が開催されました。町長、副町長、教育長が、5 日間にわたり町内 4 地区を巡回し、住民の皆さんとの意見交換を行いました。教育関連では、義務教育学校の中断や高校存続に係る質問や意見もありました。

11 月 6 日から 10 日にかけて、「読書感想文コンクール表彰」が行われました。小学校 2 年から高校 3 生まで、25 名の児童生徒に表彰状が手渡されました。

11 月 13 日、「月形小学校公開研究会」が開催されました。公開授業、研究協議、講話を通じて、幼・小・中・高の校種を超えて、月形町全体の教育力の向上に向けた取組が進められました。

11 月 14 日、「ふれあい大学 卒業証書並びに修了証書授与式」が開催され、本年度は 39 名が年間を通して活動し、無事に卒業や修了を迎えました。

以上、教育行政報告といたします。

○ (兼平教育長) ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

○ (兼平教育長) 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○ (兼平教育長) 「議案第 17 号 令和 7 年度月形町一般会計補正予算（第 5 号）[教育

関係]について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長)ご説明します。議案書3頁をお開きください。

「議案第17号 令和7年度月形町一般会計補正予算(第5号) [教育関係]について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度月形
町一般会計補正予算(第5号) [教育関係]について、教育委員会の意見を求めるもの
です。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

4頁、5頁をご覧ください。

12月に開催される第4回議会定例会に提出を予定している補正予算で、大きく分け
て3点があります。

一つ目は、小学校管理経費についてです。

月形小学校体育館に設置している天井付け暖房機6基のうち、故障により2基が停
止している状況です。

故障している1基については、点火・消火・燃焼の制御を行うバーナーコントロー
ラーの交換が必要となっています。もう1基については、排気ファンモーターの交換
が必要です。

これらの修繕に係る修繕料は、合わせて予算額290千円となっています。

なお、当該暖房機は平成15年に設置したものであり、設置から20年以上が経過し
ています。そのため、今後は修繕対応が困難となり、機器本体の取替も検討する時期
に来ています。

次に、2つ目と3つ目です。関連がありますので、併せて説明します。

まず、6頁・7頁をご覧ください。こちらは、小学校費の学校管理費で、月形小学
校の改修計画及び実施設計業務になります。

続いて、8頁・9頁をご覧ください。こちらは、中学校費の学校管理経費で、月形
中学校の改修計画及び実施設計業務になります。

いずれも内容は「改修計画及び実施設計業務」ですが、小学校分と中学校分で分け
て予算計上しているため、2件として整理しています。

ご承知のとおり、本年5月30日に開催された月形町総合教育会議において、財政の
見通しが立たないことから、令和8年度の新築は断念する方針が示されました。

これまで度重ねて説明してきたとおり、開校時期を延期する場合には、現校舎にお

いて急を要する修繕を実施する必要があります。

具体的には、月形小学校では水道管改修、屋上防水工事、キュービクル更新、照明のLED化、月形中学校では照明のLED化が挙げられます。

水道管については健康面、屋上防水については躯体の劣化防止、さらに蛍光灯の製造中止に伴うLED化など、いずれも早急な対応が求められる内容となっています。

これらの修繕を令和8年度に実施するためには、少なくとも本年度中に実施設計業務を開始する必要があります。

本年度中に実施設計業務を開始したとしても、夏休みにしか実施できない工事、冬季には施工が難しい工事、さらには施工時期によって業者の確保が困難となる場合などもあり、一部の工事は令和9年度へずれ込む可能性があります。

こうした状況を踏まえ、今回の実施設計業務により、施工方法、事業費、スケジュールなどを総合的に判断していきたいと考えています。

併せて、現校舎の状況を把握した上で、義務教育学校開校までに必要となる修繕について、長期的視点から整理する改修計画も策定が必要と考えています。

今後、現校舎を使用する期間によって改修内容は変わりますが、例えば、月形中学校の屋上防水や水道管の改修、両校の外壁塗装、トイレ等の衛生設備更新、暖房設備やエアコンといった空調設備など、様々な改修が想定されます。

今回の2校の改修計画及び実施設計業務の期間は8か月程度を要すると想定しています。12月議会で補正予算が可決された後に業務発注を行いますが、本年度内で完了することはできません。

そのため、本業務に係る予算は令和7年度と令和8年度の2か年にわたることになります。

全体事業費としては、月形小学校改修計画及び実施設計業務が7,943千円、月形中学校改修計画及び実施設計業務が4,048千円です。

このうち本年度は、月形小学校分が7頁のとおり2,979千円、月形中学校分が9頁のとおり1,518千円で、残額は10頁のとおり令和8年度分として、月形小学校4,964千円、月形中学校2,530千円を債務負担行為として計上することになります。

以上、議案第17号についてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願ひいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 17 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第 17 号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 続きまして「議案第 18 号 月形町義務教育学校の整備方針について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書 11 頁をお開きください。

「議案第 18 号 月形町義務教育学校の整備方針について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 1 号の規定により月形町義務教育学校の整備方針について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

12 頁をご覧ください。

先の議案第 17 号でも申し上げましたが、令和 4 年 4 月に、月形町義務教育学校設置審議会から答申を受け、令和 9 年度の開校を目指して準備を進めてまいりました。

しかし、本年 5 月 30 日に開催されました、月形町総合教育会議において、町として財政の見通しが立たないことから、令和 8 年度の新築は断念することとなりました。

このたび、改めて町から義務教育学校の整備方針が示されましたので、その概要についてご説明いたします。

まず、開校時期について、3 になります。

開校は、令和 17 年度から基本設計に着手し、令和 22 年度の開校を予定している、とのことです。

次に、財源の確保について、4 になります。

学校建設に向けて、町では新たに基金を創設し、工事着手までの期間で積み立てる方針です。

続いて、建設までの 14 年間の対応について、5 になります。

この期間については、現校舎の改修によって対応していくことになります。

緊急性の高い改修として、先ほどのとおり、月形小学校では、水道管の更新、屋上防水、照明の LED 化、そしてキュービクルの取替を、月形中学校では、照明の LED 化

を、令和8年度と9年度の2か年で実施する予定です。

事業費としては、設計費を含めて約2億5,000万円強を見込んでいます。

さらに、現校舎を14年間使用するために必要となる、その他の改修についてです。

月形中学校の屋上防水や水道管の改修、両校の外壁塗装、トイレなどの衛生設備の更新、暖房設備やエアコンといった空調設備、分電盤や放送設備などの電気設備、LANやWi-FiなどのICT環境整備、そして、建具や内装材の更新などが考えられます。

これらについては、令和10年度以降、2校の改修計画を定めたうえで、必要な工事から順次進めていく方針です。

続いて、役場の組織体制、6になります。

学校を含めた町全体の公共施設整備を推進するため、新たに「まちづくり推進室（仮称）」の設置を検討し、令和8年度から令和10年度にかけて青写真を作成する予定です。

次に、令和6年度に実施しました実施設計、7になります。

義務教育学校の整備が中断となったことから、この実施設計は起債の対象外となりました。

そのため、元金9,410万円と、利子1,905万6千円、合わせて1億1,315万6千円について、12月議会で補正を行い、返還する予定となっています。

続いて、開校時期を令和22年度とした理由についてです。

令和8年度と9年度に実施する現校舎の改修について、その起債の償還が令和21年度まで続くため、これを踏まえて、開校時期は令和22年度とされた、との説明を受けています。

次に、教育委員会としての受け止めについて申し上げます。

教育委員会としましては、6月議会、9月議会、そして11月のまちづくり懇談会において、新築中断の理由や今後の整備方針について、町に対して保護者や住民の皆さんから説明を求める声が寄せられていたことを承知しておりました。

そのような中で、今回、町から整備方針が示されたことにより、協議が前進するものと考えております。

今回示された町の方針については、教育的な観点への配慮、町財政状況の説明、開校時期を判断した理由、新築と改修に係る長期的な実質負担の比較、インフレ下における基金の必要性、そして、過疎地域に指定されない場合のリスクなど、今後、保護者や住民の皆さんへ説明するうえで、十分に意見交換を行っていく必要があると考えています。

なお、教育委員会としましては、令和4年4月に審議会から受けた答申は現在も有効であると考えております。

教育面、財政面、まちづくりの面から見ても、早期の新築が望ましいという考え方には変わりはありません。

また、児童生徒数の減少、改修工事に係る国庫補助金の採択率低下、さらにインフレによる事業費の増大といった状況を総合的に踏まえると、早期の新築整備の必要性は、むしろ高まっているものと認識しています。

現時点では、町が整備方針を示し、保護者や住民の皆さんへの説明を進めていく段階であることから、今回の方針を基に、まず協議を開始することが重要であると考えております。

以上、議案第18号についてのご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○(兼平教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は本案のとおり可決することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第18号は本案のとおり可決されました。

- ○(兼平教育長) 続きまして「議案第19号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書15頁をお開きください。

「議案第19号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について」
月形町教育委員会表彰規則第3条の規定に基づき推薦がありましたので、同規則第4条の規定に基づき、次のとおり決定を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

「1 被表彰者」「伊藤 格」、現在、月形町社会教育委員会の委員長です。

「2 推薦書」につきましては、16頁・17頁のとおりとなっております。

伊藤委員長におかれましては、平成 26 年から 11 年間にわたり社会教育委員として活躍され、現在は同委員長として社会教育行政の推進に大きく貢献されています。

各種協議会等の会議に出席し、令和 2 年から 4 年間は月形町学校運営協議会の会長を務めるなど、保護者や地域住民の声を広く取り上げ、本町の地域振興や地域発展に貢献されたその功績は、当該表彰に値するものと判断されます。

以上、議案第 19 号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○（兼平教育長） ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 19 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長） 異議なしと認めます。よって議案第 19 号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長） 続きまして、「報告第 15 号 臨時代理の報告について（月形町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長） 議案書 19 頁をお開きください。

「報告第 15 号 臨時代理の報告について（月形町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

内容についてご説明いたします。

20 頁をお開きください。

月形町いじめ問題対策連絡協議会要綱第 3 条の規定に基づき、委員の変更に伴う委嘱を行うものです。

今回、月形小学校と月形中学校の P T A 代表が変わられましたので、その後任の方を委嘱するものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「青柳俊治」、「川口拓也」の計2名です。

任期は、「令和7年11月19日から令和8年9月10日」までとし、前任者の残任期間になります。

以上、報告第15号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○(兼平教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第15号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) ご異議なしと認めます。よって報告第15号は報告のとおり承認されました。

- ○(兼平教育長) 続きまして、「報告第16号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和7年11月分）について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書21頁をお開きください。

「報告第16号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和7年11月分）について」令和7年11月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明いたします。

議案書22頁をご覧ください。

小学生は67名、中学生は42名、合計で109名となっており変更はありません。

以上、報告第16号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○(兼平教育長) ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

○(兼平教育長) お諮りします。報告第16号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって報告第16号は報告のとおり承認されました。

- ○(兼平教育長) 以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。
よって令和7年第7回月形町教育委員会を閉会します。

(午後4時20分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和7年12月4日

教 育 長 _____ 兼 平 晃 成 _____